

静岡県厚生農業協同組合連合会医学生修学資金貸与規程

（目 的）

第1条 この規程は、大学において医学を専攻する学生で、将来静岡県厚生農業協同組合連合会（以下「本会」という。）の病院で常勤医師として勤務しようとする者に対し、医学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより本会における医師の確保を図り、ひいては地域医療の充実に資することを目的とする。

（修学資金借受者の資格）

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、成績良好でかつ、心身ともに健全なもののうち次に掲げる要件を備え、事業所長の内申により理事長が承認した者とする。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学する者。
- 2 医師免許を取得し、初期臨床研修修了後、直ちに本会の常勤医師として勤務する意思を有している者。
- 3 本会以外の医療機関等への就職を条件とする奨学金等の支給及び貸与の事実がない者。

（修学資金貸与の人員）

第3条 修学資金を貸与する人員は、毎年度予算の範囲内で理事長が定める。

（修学資金の貸与額等）

第4条 修学資金の貸与額は、月額25万円とする。

- ② 修学資金の貸与期間は、貸与決定の日の属する月から卒業する日の属する月までとする。
ただし、正規の修学期間を超えては貸与しない。
- ③ 修学資金は、決定の月から毎月末までに指定口座に振込み貸与する。
- ④ 理事長が必要と認めたときは、修学資金を一括して貸与することができる。

（連帯保証人）

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2名を立てなければならない。

- ② 連帯保証人のうち1名は、申請者が未成年者である場合には親権者または後見人、成年者である場合には父母兄弟またはこれに代わる者とする。
- ③ 前項の連帯保証人は、申請者が修学資金の貸与を受けたときには、その者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与の申請手続）

第6条 申請者は、修学資金貸与申請書兼誓約書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 1 入学許可証明書または在学証明書
- 2 戸籍抄本または戸籍登録事項一部証明書
- 3 履歴書
- 4 その他理事長が特に必要と認める書類

(貸与適否の通知)

第7条 第6条に規定する申請を受けたときは、書類審査、面接等によりその適否を決定し、修学資金貸与決定(不承認)通知書(様式第2号)によりその結果を通知する。

(修学資金の停止)

第8条 貸与が決定した者(以下「修学生」という。)が休学または停学の処分を受けたときは、処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止する。

② 修学資金の貸与を停止したときは、修学資金貸与取消(停止)通知書(様式第3号)により通知する。

(修学資金の打切り)

第9条 修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から修学資金の貸与を打切る。

- 1 退学(死亡、転学部、転学科、除籍を含む)したとき。
- 2 心身の故障のため、修学を継続する見込がなくなったとき。
- 3 学業成績または性行が著しく不良となったとき。
- 4 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- 5 本会以外に就職または就職が内定したとき。
- 6 その他修学資金貸与の目的を達成する見込がなくなったと認められたとき。

② 修学資金の貸与を打切りしたときは、修学資金貸与取消(停止)通知書(様式第3号)により通知する。

(修学資金の返還義務)

第10条 修学生は、貸与された修学資金の既受領額を債務として、この全額を返還する義務を負う。

② 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1ヶ月以内に修学資金の全額を一括返還しなければならない。

ただし、やむを得ない理由により一括返還が困難と理事長が認めたときは、その都度定める期間により分割して返還させることができる。

- 1 第9条により修学資金の貸与を打切られたとき。
- 2 大学を卒業後、1年以内に医師国家試験(2回まで)に合格しなかったとき。
- 3 医師として本会以外に就職または就職が内定したときは、次の計算式で算定した額を返還額とする。

$25 \text{ 万円} \times (\text{貸与月数} - \text{本会の常勤医師として医療業務に従事した月数})$

(修学資金の返済)

第11条 修学生は、本会に就職した日から修学資金貸与期間と同一の期間内に修学資金を返済しなければならない。

(借用証書の提出)

第12条 修学生は、修学資金貸与期間が満了したとき、又は第10条第2項の規定により修学資金の返還義務が生じたときは、直ちに次に掲げる書類を添えて借用証書(様式第4号)を提出しなければならない。

- 1 印鑑証明書
- 2 連帯保証人の印鑑証明書
- 3 連帯保証人の戸籍抄本または戸籍登録事項一部証明書

(修学資金返済の免除)

第13条 修学生が常勤医師として本会に就職し、実際に勤務する期間が修学資金貸与期間と同一の期間となる場合、修学資金の返済に係る債務（第11条の返済額）を免除する。

ただし、休職・育児休業等により就業の中断がある場合、その期間は含めない。

(臨床研修期間の扱い)

第14条 修学生は、医師臨床研修制度の初期臨床研修期間に限って本会以外の臨床研修病院へ就職する場合、第10条第2項第3号の規定に係らず、修学資金の返還の対象としない。

② 修学生が初期臨床研修期間を本会病院で実施したときは、その期間を第13条に規定する修学資金返済の免除となる対象期間に含めるものとし、本会以外の医療機関で実施したときは、免除となる対象期間には含めない。

(利 息)

第15条 修学資金は、原則として無利息とする。

(延 滞 金)

第16条 修学生は、第10条第2項に規定する修学資金の一括返還義務が生じた場合、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の金額に対し、年14.0%を加算した利率を乗じて算出される金額を延滞金として支払わなければならない。

(届 出)

第17条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に変更事項届出書（様式第5号）により届け出を行わなければならない。

- 1 休学または停学の処分を受けたとき。
- 2 復学したとき。
- 3 転学したとき。
- 4 退学したとき。
- 5 留年したとき。
- 6 重要事項の異動があったとき。

② 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、変更事項届書（様式第5号）により届け出を行わなければならない

③ 修学生は、連帯保証人が死亡したとき、または破産手続開始の決定等、連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、改めて借用証書（様式第4号）を提出しなければならない。

(そ の 他)

第18条 この規程に定めのない事項は、その都度理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日より施行する。
- 2 この規程の改廃は理事会の議決を経て行う。

平成22年12月1日 設定施行